

# 12月 ピッコロだより



【12月の活動】 **とも** 友だちに**きょうみ**興味を持つ/**も** お互いの**たが**共通点**きょうつうてん**をみつける

月	火	水	木	金	土
※12/29(水)～1/3(月)は とうきぎゅうか 冬期休暇となります。		1 あいて 相手のことを知ろう (インタビュー)	2 あいて 相手のことを知ろう (インタビュー)	3 あいて 相手のことを知ろう (インタビュー)	4 あいて 相手のことを知ろう (インタビュー)
6 あいて 相手のことを知ろう (インタビュー)	7 あいて 相手のことを知ろう (インタビュー)	8 じぶん 自分のことを知ろう (じぶんちょうさ)	9 じぶん 自分のことを知ろう (じぶんちょうさ)	10 じぶん 自分のことを知ろう (じぶんちょうさ)	11 じぶん 自分のことを知ろう (じぶんちょうさ)
13 じぶん 自分のことを知ろう (じぶんちょうさ)	14 じぶん 自分のことを知ろう (じぶんちょうさ)	15 きょうつうてん 共通点を みつけよう (す 好きなもの嫌いなもの)	16 きょうつうてん 共通点を みつけよう (ひなんくんれん ぼうはん 避難訓練(防犯))	17 きょうつうてん 共通点を みつけよう (す 好きなもの嫌いなもの)	18 きょうつうてん 共通点を みつけよう (す 好きなもの嫌いなもの)
20 きょうつうてん 共通点を みつけよう (とくい 得意なこと)	21 きょうつうてん 共通点を みつけよう (とくい 得意なこと)	22 はな あ 話し合いをしよう (ルールあそび)	23 はな あ 話し合いをしよう (ルールあそび)	24 はな あ 話し合いをしよう (ルールあそび)	25 はな あ 話し合いをしよう (ルールあそび)
27 はな あ 話し合いをしよう (ルールあそび)	28 はな あ 話し合いをしよう (ルールあそび)	29 やすみ 休み とうきぎゅうか (冬季休暇)	30 やすみ 休み とうきぎゅうか (冬季休暇)	31 やすみ 休み とうきぎゅうか (冬季休暇)	

※公認心理師、理学療法士、言語聴覚士の来所日については、下記の通りです。

- ・公認心理師(松本): 3日(金)、7日(火)、16日(木)、22日(水)
- ・言語聴覚士(永山): 2日(木)、6日(月)、10日(金)、14日(火)、15日(水)、17日(金)、23日(水)、25日(土)、27日(月)
- ・理学療法士(樋口): 1日(水)、11日(土)、16日(木)、24日(金)、28日(火)

(今月の主な活動) 友だちに興味を持ち、相手のこと・自分のことを理解する／お互いの共通点を見つける

ねらい: 友だちの趣味、嗜好等を知り、興味を持つ／自分と友だちの共通点を探しながら信頼関係を築く

☆友だちの良いところを見つけ、相手に伝えます。また、友だちから見た自分の姿を知ってもらいます。

＜相手、自分のことを知ろう＞

☆ワークシートに好きなことや苦手なこと等を記入し、お互いを理解する機会を設けます。＜共通点を見つけよう＞

☆友だちとやりとりしながら、お互いの共通点を探し、より深く信頼関係を築きます。＜共通点を見つけよう＞

☆みんなでやるルール遊びを話し合い活動を通して決めます。＜話し合いをしよう＞

## 【11月の振り返り】

〈丁寧なことばを使おう〉

・自分との関係性や相手の年齢、状況に応じて、ことばの使い方が異なることを知り、丁寧語や敬語だけでなく、相手に分かりやすく伝えることの大切さを学びました。

〈気持ちを切り替える方法を知ろう〉

・イライラした出来事や悲しかった出来事をみんなの前で発表し、さまざまな気持ちを共有しました。また、適切な気持ちを切り換える方法についてみんなで考えました。

## ★お知らせとお願い★

- ・提出書類につきましては、保護者の方より職員へ直接お渡しください。
- ・個別での引継ぎを希望される方は、職員へ事前にお伝えしていただけたら、日程を調整を行い、対応させていただきますので、お知らせください。
- ・社会福祉法人 落穂会のホームページ(<http://www.asahigaokagakuen.jp/>)におたよりを掲載していますので、ご確認ください。実績記録表について、これまで請求書に同封していましたが、当日にご署名を頂くシステムに変更致しました。ご理解、ご協力の程、よろしくお願致します。
- ・登園時間は、平日 16 時 20 分まで、土曜日(午前)10 時 20 分まで、(午後)13 時 50 分までをお願いします。
- ・お迎えは、平日 17 時 20 分～18 時の間、土曜日(午前)11 時 50 分～12 時 10 分の間、(午後)15 時 20 分～15 時 40 分の間でお願い致します。また、お迎えの際は引き継ぎ 20 分前に番号札を準備しますので、来所された順に取ってお待ちいただき、引き継ぎ開始時間になりましたらインターホンにてお知らせください。

### 【キャンセル待ちについて】

- ・キャンセル待ちの受け入れの連絡は、平日は当日の午前中まで、土曜日は前日までにトリアより連絡をさせていただきます。連絡がない場合は受け入れが難しい為、ご了承ください。

### 【欠席連絡について】

- ・平日は 16 時以降、土曜日(午前)当日 9 時 30 分以降、(午後)13 時以降の欠席連絡となりますと、おやつ代(¥60/日)をご負担頂きますので、ご了承ください。また、職員不在の際は、留守番電話にメッセージを残しておいてください。

※都合により、活動内容が変更になる場合は、入口掲示板にてご案内致します。



## — 合理的配慮を学ぶ — 共生社会をめざして



平成 28 年(2016)の 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。通称、「障害者差別解消法」と呼ばれています。このことは、一人一人の困りごとに合わせた「合理的配慮の提供が行政・事業者に義務化されたということです。すなわち、「差別をしてはいけない」とされるのは、会社など民間事業者と、役所など行政機関です。もちろん学校も対象です。

合理的配慮は、障害のある人だけを特別扱いするというものではありません。あくまで、障害のない人との比較において、同等の機会の提供を受けるためのものです。7 月鹿児島県教育委員会主催の教育講演会で来鹿された、知人の金森克浩先生(帝京大学教授)がこのことについて、「配慮」「平等」「公正」「環境」の考え方を交えて、イラストで具体的にわかりやすく説明がありました。

今回は、金森先生のブログより記します。ディスレクシア(読み書き障害)のある子のためのタブレット使用について、学校は「〇〇さんだけ特別扱いはできない」「他の子に対して不公平になる」と理由を挙げて学校での個人的な使用が認められない例が少なくないということです。なぜこのような解釈のズレが生じるのか?その理由の一つに、合理的配慮を行うことで「結果が左右される」=「有利な状況になる」という誤解があります。合理的配慮は、同じ土俵でチャレンジするためのサポートの形であり、えこひいきや、ルールを変えることが趣旨ではないということです。例えば、ディスレクシアの子に対して、「野球の試合を観て感想を書きましょう」という課題が出たとします。ここで試したいのは、「試合状況を把握したうえで自分の考えを示せるか」ということです。ディクレスシアの子は、試合自体を観ることも感想を話すこともできます。しかし、文字を書く、ということが出来ないばかりに課題をこなせなかったとしたら、「この子は試合状況を把握して、自分の考えたことを示せない」とする評価が妥当でしょうか、この時に「文字は書けないからパソコンを使って感想をタイピングします」と言ったとします。これは、決して本人の能力が底上げされているわけでもなく、えこひいきしているわけではありません。むしろ本来試したい実力を発揮するための手立てだということです。このように考えると、「特別扱いが出来ない」、「不公平」という主張には正当性がないことは明らかです。

合理的配慮に欠かせない視点は①個別に人に対する個別の場面での配慮であること。例えば、コミュニケーションでは、その人にあった方法が求められます。②配慮は 0(ゼロ)か 100(百)ではない。例えば、提供する側に過重な負担がない範囲で、障壁を取り除くため、できる範囲で提供することが求められます。③意思の尊重・対話・説明が必要である。例えば、本人の納得を得ながら進めることが「障壁」を取り除くことにつながるため提供の内容やできない理由を本人に説明することが求められます。(手をつなぐ親たち 592 号)このようなことを理解して日常生活において「これって差別ではないか?」「もう少し工夫をしてくれたら参加できたのに」など疑問に思った場面があれば、それぞれのところで相談してみることが大切です。その相談が公正で平等な共に生きる社会の実現に繋がると確信します。



【教育相談員 馬籠 裕二】